受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
……	×××	×××	×××	×××	×××	×××

４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

１．この様式において「事業セグメント」とは、様式第二号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

２．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第二号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

３．「１．報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）

⑵　二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨

⑶　各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

４．「１．報告セグメントの概要」に関して、次の⑴又は⑵に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、⑵により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、⑵により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

⑴　様式第二号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）